

## 令和7年度三沢市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

(令和7年3月27日)

(趣旨)

第1条 三沢市は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、既設の単独処理浄化槽又は既設の汲取り式トイレを合併処理浄化槽に設置替えを行う者に対して、令和7年度予算の範囲内において、令和7年度三沢市浄化槽設置整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、三沢市補助金等の交付に関する規則（昭和47年三沢市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽のうち、処理対象人員が10人以下のものであって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上及び放流水の水質がBOD20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有し、かつ、法第4条第2項に規定する構造基準に適合するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号。以下「指針」という。）に適合するものをいう。
- (2) 専用住宅 主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。

(補助対象区域)

第3条 補助金の交付の対象となる区域（以下「補助対象区域」という。）は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定められた区域及び農業集落排水処理施設の整備区域を除いた区域とする。ただし、特に市長が認める区域については、この限りでない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、前条に定める補助対象区域において、

専用住宅に設置してある単独処理浄化槽又は汲取り式トイレを廃止し、合併処理浄化槽に設置替えを行う者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 住宅の新築及び建て替えに伴い合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会が実施する小型合併処理浄化槽機能保証制度（以下「機能保証制度」という。）に基づき保証登録された浄化槽以外の浄化槽を設置する者
- (3) 販売又は賃貸の目的で建築した住宅に合併処理浄化槽を設置する者
- (4) 法第5条の規定に基づく設置等の届出の審査を受けずに合併処理浄化槽の設置に着手した者
- (5) 借家等の場合で、貸主の承諾が得られない者
- (6) 市税を滞納している者  
(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、合併処理浄化槽の設置に要する経費とする。

- 2 補助金の額は、人槽区分に応じて別表に定める限度額の範囲内とする。  
(申請書等)

第6条 規則第4条第1項の規定による申請書は、様式第1号によるものとし、同条第2項の規定により当該申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し（廃止届出書の写し添付）及び浄化槽仕様書の写し
- (3) 設置場所の案内図、設置浄化槽の構造図及び設置配管図
- (4) 浄化槽設置工事契約書の写し又は見積書（配管工事を含めた工事明細書）の写し
- (5) 借家の場合は、貸主の承諾書
- (6) 市町村長の証明する納税証明書
- (7) 登録浄化槽管理票（C票）
- (8) 機能保証制度に基づく保証登録証（市町村用）

(9) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期限は、令和7年11月7日とする。

(交付決定の通知)

第7条 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知は、様式第3号により行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条第2項の規定により付された条件となるものとする。

(1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）が予定の期間内に完了しない場合又はこれらの遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出してその指示を受けること。

(2) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支、その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを当該年度の事業終了後から5年間保管しておくこと。

(計画変更の承認)

第9条 補助事業について、次に掲げる変更をする場合は、事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(1) 事業主体、事業内容等の変更

(2) 補助事業の中止又は廃止

2 市長は、前項の事業変更（中止・廃止）承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、その承認又は不承認を決定し、様式第5号により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第10条 規則第6条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日までにこれを行うものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助金の請求は、様式第6号により行い、事業終了後に確定通知書

の写しを添付して行うものとする。

(補助金の交付の方法)

第12条 補助金の交付の方法は、精算払とする。

(実績報告書等)

第13条 規則第9条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合はその日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付に係る年度の3月8日のいずれか早い期日までに、様式第7号により行うものとし、当該報告に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第2号を準用）
- (2) 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し又はこれを証明する書類
- (3) 法第7条に規定する検査申込書の写し
- (4) 設置工事費の領収書の写し
- (5) 工事施工写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、規則第10条の規定により、交付すべき補助金の額を確定し、様式第8号により通知するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第15条 市長は、補助金の交付を受けた団体又は個人（以下「団体等」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助の目的以外に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業を行う者が法令に違反する行為を行ったとき。
- (4) この要綱に基づく申請書、報告書等の内容に虚偽があったとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取

り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、様式第9号により期限を定め、団体等に対してその返還を命ずるものとする。

(法定検査の実施)

第17条 団体等は、法第7条及び第11条の規定により法定検査を受けなければならない。

(維持管理)

第18条 団体等は、補助金の交付を受けて設置した合併処理浄化槽の機能が正常に稼働するよう、適正な維持管理をしなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

人槽区分	5人槽	6～7人槽	10人槽
限度額	39万0,000円	47万4,000円	66万0,000円

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）三沢市長

住 所  
団 体 名  
代表者氏名  
電 話 番 号

令和7年度三沢市浄化槽設置整備事業費補助金交付申請書

令和7年度三沢市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第6条及び三沢市補助金等の交付に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 団体の目的及び組織（個人の場合は省略可）
- 2 団体の構成及び役員名（個人の場合は省略可）
- 3 補助事業等の目的及び内容
- 4 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出基礎
- 5 添付書類
  - （1） 当該年度の事業計画書
  - （2） 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し（廃止届出書の写し添付）及び浄化槽仕様書の写し
  - （3） 設置場所の案内図、設置浄化槽の構造図及び設置配管図
  - （4） 浄化槽設置工事契約書の写し又は見積書（配管工事を含めた工事明細書）の写し
  - （5） 借家の場合は、貸主の承諾書

- (6) 市町村長の証明する納税証明書
- (7) 登録浄化槽管理票（C票）
- (8) 機能保証制度に基づく保証登録証（市町村用）
- (9) その他市長が必要と認める書類



様式第2号（第6条、第13条関係）

事業計画（実績）書	
事業名称	令和7年度三沢市浄化槽設置整備事業
設置場所	三沢市
浄化槽の形式	名称 <span style="float: right;">認定番号</span>
浄化槽の人槽	人 槽
使用予定人員	人
住宅所有者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 共有（ 人） <input type="checkbox"/> その他
土地所有者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 共有（ 人） <input type="checkbox"/> その他
着工予定年月日	令和 年 月 日
完了予定年月日	令和 年 月 日
概算工事費	円
備 考	

様式第3号（第7条関係）

指 令 番 号  
年 月 日

殿

三沢市長

印

令和7年度三沢市浄化槽設置整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三沢市浄化槽設置整備事業費補助金の交付について、下記のとおり交付することに決定したので三沢市補助金等の交付に関する規則第5条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

（あて先）三沢市長

住 所  
団 体 名  
代表者氏名  
電 話 番 号

令和7年度三沢市浄化槽設置整備事業  
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け、三沢市指令第 号をもって補助金の交付決定を受けた三沢市浄化槽設置整備事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、令和7年度三沢市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更の内容

様式第5号（第9条関係）

指 令 番 号  
年 月 日

殿

三沢市長

印

令和7年度三沢市浄化槽設置整備事業  
変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあったことについて、承認（不承認）  
とすることに決定したので令和7年度三沢市浄化槽設置整備事業補助金交付要  
綱第9条第2項の規定により通知します。

（不承認の理由）

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

（あて先）三沢市長

住 所  
団 体 名  
代表者氏名  
電 話 番 号

印

令和7年度三沢市浄化槽設置整備事業費補助金請求書

請 求 金 額 金 円

ただし、年 月 日付け、三環発第 号で確定通知がありました補助金として上記のとおり請求します。

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

（あて先）三沢市長

住 所  
団 体 名  
代表者氏名  
電 話 番 号

令和7年度三沢市浄化槽設置整備事業費補助金実績報告書

年 月 日付け、三沢市指令第 号で補助金の交付の決定の通知を受けた三沢市浄化槽設置整備事業が完了したので、三沢市補助金等の交付に関する規則第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実績書（様式第2号）
- 2 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し又はこれを証明する書類
- 3 法第7条に規定する検査申込書の写し
- 4 設置工事費の領収書の写し
- 5 工事施工写真
- 6 その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第14条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

殿

三沢市長 印

令和7年度三沢市浄化槽設置整備事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった、三沢市浄化槽設置整備事業費補助金については、下記のとおり額を確定しましたので、三沢市補助金等の交付に関する規則第10条の規定により通知します。

記

(単位：円)

交付決定 補助金額	確 定 補助金額 (A)	交 付 済 補助金額 (B)	未 交 付 額 (A) - (B)	備 考

様式第9号（第16条関係）

指 令 番 号  
年 月 日

殿

三沢市長 印

令和7年度三沢市浄化槽設置整備事業費補助金返還命令書

年 月 日付け、第 号で通知をした補助金（交付決定・確定）については、令和7年度三沢市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第15条の規定により当該交付決定の全部（一部）を取り消し、同要綱第16条の規定により補助金の返還を命ずる。

記

1 補助金返還額 \_\_\_\_\_円

補助金決定額（交付決定・確定）	円
補助金交付取消決定額	円

2 取消しの理由

3 補助金の返還期限 年 月 日